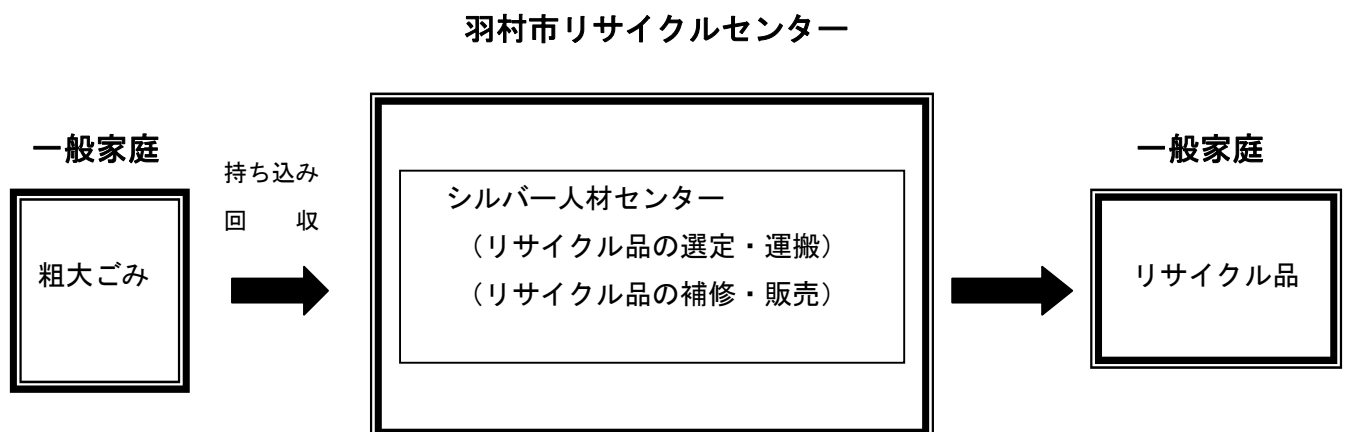


羽村市リサイクル品販売事業について（案 2）

1. 実施団体 羽村市
2. 開始日 平成 22 年 4 月 1 日（木）
3. 販売場所 羽村市リサイクルセンター 1 階工作室（約 108 m²）
羽村市羽 4221-1
4. 営業日 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
毎月第 1 日曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時
5. 定休日 土曜日、日曜日（毎月第 1 日曜日は除く）、祝日、
12 月 29 日～1 月 3 日（年末年始）
6. 販売方法 リサイクル品を常時展示し、価格表示販売方式
7. 目的 羽村市が清掃事業によって収集又は持ち込まれた廃棄物のうち再使用可能な物を販売することによって、ごみの減量及び再使用に関する市民意識の高揚を図るとともに、リユースの促進を図ることを目的とする。
8. 業務内容 粗大ごみとして集められた家具等を（社）羽村市シルバー人材センターに補修作業や販売等を委託し、羽村市リサイクルセンター 1 階工作室で販売を行う。

9. リサイクル品の流通と関係団体の役割



10. リサイクル品販売に関する業務詳細内容

- (1) 羽村市が清掃事業によって収集又は持ち込まれた粗大ごみ等の補修や販売を（社）羽村市シルバー人材センターに委託し、リサイクル品の売り上げ金を羽村市の歳入とする。
- (2) 羽村市が委託する（社）羽村市シルバー人材センターの補修・販売員の勤務時間は、月曜日～金曜日・毎月第1日曜日
午前9時～正午、午後1時～午後4時（6H）とする。
- (3) リサイクルセンター処理棟に、搬入された粗大ごみ等の中からリサイクル品として販売可能な品物を選定し、リサイクルセンター1階工作室で補修作業を行い販売する。
- (4) 売れ残ったリサイクル品は、リサイクルセンター処理棟で処分する。また、リサイクル品の補修に必要な部品については、搬入された粗大ごみの中から抜き取り使用する。
- (5) リサイクル品の料金は、（社）羽村市シルバー人材センターが設定する。

11. リサイクル品販売事業等に係る費用の比較【羽村市】

【収入】

年度	平成21年度	平成22年度
販売金額	0円	1,288,820円
合計	0円	1,288,820円

【支出】

年度	平成21年度	平成22年度
人件費	995,085円	995,085円
修繕費	39,000円	39,000円
合計	1,034,085円	1,034,085円

【収支差引き】

年度	平成21年度	平成22年度
計	△1,034,085円	254,735円

※平成22年度の販売金額は、平成20年度リサイクル品販売金額とした。

よって、平成21年度と平成22年度の費用を比較すると、支出は同額であるが、収入は、1,288,820円/年見込まれる。

【算出方式】

(人件費)

$$\text{時給 } 1,053 \text{ 円} \times 900 \text{ 時間} \times 1.05 = \underline{995,085 \text{ 円/年}}$$

(修繕費)

リサイクル品販売事業に係る消耗品購入額

$$\text{木工用ボンド、刷毛、スポンジ、水性ニスなど} \quad \underline{39,000 \text{ 円/年}}$$

12. リサイクル品販売事業に係る費用の比較【羽村市シルバー人材センター】**【収入】**

年度	平成21年度	平成22年度
委託料	995,085円	995,085円
合計	995,085円	995,085円

【支出】

年度	平成21年度	平成22年度
合計	0円	0円

【収支差引き】

年度	平成21年度	平成22年度
計	995,085円	995,085円

よって、平成21年度と平成22年度の費用を比較すると、

同額となり、増減はないと見込まれる。

【算出方式】

(人件費)

$$\text{時給 } 1,053 \text{ 円} \times 900 \text{ 時間} \times 1.05 = \underline{995,085 \text{ 円/年}}$$

13. 委託方式でリサイクル品販売事業を行うことによるメリット

- (1) ごみの減量及び再使用の促進が図れる。
- (2) リサイクル品販売事業に係る歳入の確保が図れる。
- (3) リサイクルセンターでリサイクル品の販売を行うことで、粗大ごみを処分するために来庁した市民も立ち寄ってリサイクル品を購入してくれることが期待できる。
- (4) リサイクルセンターでリサイクル品の販売を行うことで、リサイクル品を補修する際、部品の調達が迅速に行える。

(5) リサイクル品販売収益に左右されずに、安定した事業の継続が図れる。

14. 委託方式でリサイクル品販売事業を行うことによるデメリット

- (1) 羽村市リサイクルセンター1階工作室が、他の目的で使用することが不可能になる。
- (2) 実施主体が羽村市となるため、高齢者の社会参加の推進という目的が薄れる。
- (3) リサイクル品販売収益に左右されないため、事業に対するモチベーションの低下が懸念される。
- (4) 実施主体が羽村市となるため、民間事業を圧迫する可能性がある。